

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人プライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

松茂町長

## 公表日

平成30年8月10日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する事務である。具体的な事務に関しては以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 保健指導の実施</li><li>2. 新生児の訪問指導の実施</li><li>3. 健康診査の実施</li><li>4. 妊娠の届け出の受理</li><li>5. 母子健康手帳の交付・再交付・交付台帳の整備</li><li>6. 妊産婦の訪問指導の実施</li><li>7. 低体重の届け出の受理</li><li>8. 未熟児の訪問指導の実施</li><li>9. 養育医療の給付に係る審査・給付事務</li></ol>
③システムの名称	・健康管理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)

## 2. 特定個人情報ファイル名

母子保健業務に関するファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の49の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第40条
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、87の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第19条、30条、44条 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の70の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第39条	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民課
②所属長	住民課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地
-----	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月7日	評価実施機関における担当部署	①部署 健康保険課 ②所属長 健康保険課長	①部署 住民課 ②所属長 住民課長	事後	
平成30年8月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務(③システムの名称)	地域健康支援システム健康かるて、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)	・健康管理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)	事後	
平成30年8月1日	個人番号の利用(法令上の根拠)	番号法第9条第1項、別表第一の49の項	○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の49の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第40条	事後	
平成30年8月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	番号法第19条第7号及び別表第二【別表第二における情報照会の根拠】70の項【別表第二における情報提供の根拠】26、56-2、87の項	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、87の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第19条、30条、44条 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の70の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第39条	事後	
平成30年8月1日	しきい値判断項目(1. 対象人数)	平成27年12月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年8月1日	しきい値判断項目(2. 取扱者数)	平成27年12月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	

